

# ～生活保護のしおり～

わたしたちの一生の間には、病気やけがなどいろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護制度とは、そのような生活に困っている方に、国が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条に基づく生活保護法により実施されるものであり、生存権として保障されている制度です。

このしおりには、生活保護を受けている間に注意すべきことが書いてあります。よく読んでわからないことがありましたら担当ケースワーカーに尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見るができるよう大切に保管しておいてください。

む こう し ふく し じ む しよ  
向 日 市 福 祉 事 務 所



む こう し  
**向日市**  
古都のむこう 魅力のふるさと

## せいかつ ほ ご ふじょ しゅるい 生活保護の扶助の種類

○生活保護は、その内容によって次の8種類の扶助に分けられています。

### ① 生活扶助

着るもの・食べるもの、電気・ガス・水道料などの日常生活費を支給します。



### ② 住宅扶助

家賃・地代や住宅の補修などの費用を支給します。



### ③ 教育扶助

学用品、教材費、給食費など義務教育のための費用を支給します。



### ④ 医療扶助

病気やけがのため病院・薬局にかかる費用は保険診療範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。

また、眼鏡、装具などの治療材料費を支給します。



### ⑤ 介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の自己負担は原則発生しません。



### ⑥ 出産扶助

出産にかかる費用を支給します。



### ⑦ 生業扶助

仕事に就くための技能の習得、資格の取得のための費用、また高等学校等就学の費用などを支給します。



### ⑧ 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを支給します。



※また、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます（一時扶助については、別添京都府資料をご覧ください）。

## ほご ようひ き かた 保護の要否の決め方

- 生活保護は、世帯を1つの単位として決められます。
- 生計をともにしている方々は、原則同一世帯とします。
- 国が定めた基準によりその世帯が一月の間に必要な最低生活費とその世帯の収入を比べ、収入が少ない場合に保護が適用されます。

◇保護が受けられる場合（収入が最低生活費を下回るとき）

さいていせいかつひ  
最低生活費

|          |          |            |
|----------|----------|------------|
| しゅう<br>収 | にゅう<br>入 | ほごひ<br>保護費 |
|----------|----------|------------|

ふさい しゅうにゅう こうじょ  
(負債は収入から控除しない)

◇保護が受けられない場合（収入が最低生活費を上回るとき）

さいていせいかつひ  
最低生活費

|          |          |
|----------|----------|
| しゅう<br>収 | にゅう<br>入 |
|----------|----------|

つぎ ほしょう  
※次のことが保障されます。

- 正当な理由がなければ、保護費の減額や、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費に、税金をかけられることはありません。
- すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
- 保護の不利益な変更や、申請却下、停止、廃止などの決定に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から3か月以内に京都府知事に対し決定内容の審査請求をすることができます。

た ほうりつ きゅうふなど かつよう  
他の法律による給付等を活用してください

|                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>こようほけん<br/>雇用保険</p>               | <p>しつぎょう つぎ しごと つ ひつよう<br/>失業したときに次の仕事に就くまでに必要な<br/>きゅうふ しよとくほしやう さいしゅうしょくしえん う<br/>給付（所得保障や再就職支援）を受けられる<br/>しゃかいほけん ろうどうほけん とう<br/>社会保険（労働保険）等</p>                                                                       |
| <p>けんこうほけん<br/>健康保険</p>              | <p>ぎょうむがい びようき きゅうぎよう<br/>業務外で病気やけがをしたときや、休業、<br/>しゅっさん しぼう じたい そな こうてき いりよう<br/>出産、死亡といった事態に備える公的な医療<br/>ほけんせいどう<br/>保険制度等</p>                                                                                           |
| <p>かくしゅねんきん<br/>各種年金</p>            | <p>こくみんねんきん こうせいねんきん しょうがいねんきん きぎょうねんきん かくしゅ<br/>国民年金、厚生年金、障害年金、企業年金、各種<br/>ねんきんせいかつしやしえん きゅうふきんとう<br/>年金生活者支援給付金等</p>                                                                                                    |
| <p>じどうてあて<br/>児童手当</p>             | <p>ちゅうがっこうそつぎよう じどう よういく かた<br/>中学校卒業までの児童を養育している方への<br/>てあて きほんてき じょうけん じどう げつがく<br/>手当。基本的な条件では、児童1人あたり月額<br/>まんえん さいみまん まん せんえん しきゅう<br/>1万円（3歳未満1万5千円）支給</p>                                                          |
| <p>じどうふようてあて<br/>児童扶養手当</p>        | <p>りこん しべつとう じじょう じどう よういく<br/>離婚や死別等の事情によって児童を養育するひ<br/>とり おやとう たい しきゅう てあて おや しよとく<br/>親等に対して支給される手当。親の所得が<br/>げんどがく したまわ ばあい しよとく こ にんすう おう<br/>限度額を下回る場合、所得や子の人数に応じて<br/>げつがく やく まんえん まんえんしきゅう<br/>月額で約1万円から5万円支給</p> |
| <p>とくべつじどうふようてあて<br/>特別児童扶養手当</p>  | <p>とくべつじどうふようてあてとう しきゅう かん ほうりつ<br/>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に<br/>ちと さいみまん しょう じどう よういく<br/>基づき20歳未満の障がいのある児童を養育す<br/>る ふ ぼ また よういくしゃ たい しきゅう<br/>父母又は養育者に対して支給</p>                                                           |
| <p>こうれいしゃふくし<br/>高齢者福祉・<br/>しんたいしょうがいしゃふくしとう<br/>身体障害者福祉等の<br/>てあてきん きゅうふきん<br/>手当金、給付金</p>                           | <p>とくべつしょうがいしゃてあてとう た てあてきん きゅうふきん<br/>特別障害者手当等その他の手当金、給付金</p>                                                                                                                                                            |

## 生活保護費の支給日

生活保護費は毎月5日に1か月分を支給します。ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その前の開庁日に支給します。

また、初めて生活保護費を支給する際や、追加に支給する際には15日または25日（休日の場合はその前の開庁日）に支給することがあります。

## 病院や医院へのかかりかた

### 1 病院や医院にかかる時の流れ

- ① 病院や医院にかかる前に「通知書」を受け取りに福祉事務所に来てください。
- ② 「通知書」を受け取ったあとに、病院に行き、「通知書」を病院の受付窓口で渡してください。

「通知書」とは・・・病院名、本人の名前・住所、いつから受診可能かということに記載した病院長または医院長宛ての書類です。

なお、生活保護法による指定医ではない病院、医院にはかかりませんので、福祉事務所で確認をしてください。

### 2 夜間や休日の急病の場合

夜間や休日の急病など、福祉事務所（市役所）が閉所（閉庁）している場合は「通知書」を発行できませんので、病院、医院の受付窓口で生活保護を受けていることを説明し、翌日すみやかに福祉事務所に連絡してください。

## 家庭訪問について

生活保護受給中は生活状況等の把握、助言や指導を行うことを目的として、担当ケースワーカーによる居宅への訪問があります。

収入や日常生活の状況、健康状態等をお聞きし、生活向上や自立に向けての支援を行うためです。困りごとなどがあれば遠慮なく相談してください。

まも

## 守っていただくこと

- 保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- 働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。
- 病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- 民法で定める扶養義務者による扶養は、生活保護の要件ではなく保護に優先して行われるものとされています。扶養が期待できる方に対しては扶養義務照会を行うことがあります。
- 毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてください。  
特に家賃を滞納すると住居を失うことになりかねません。福祉事務所から直接家主に家賃を支払う（代理納付）制度もあるので、希望される方は相談してください。
- 暴力団に所属している場合は原則として保護を受けられません。

とどけで

## 届出いただくこと

生活状況や世帯状況に変化があったときは必ず届出をしてください。  
たとえば以下のような場合です。

### ※世帯状況に変化があったときの例

- 収入を受け取ったとき。
- 家族に変化があったとき（結婚、出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故など）。
- 住所、家賃、地代などが変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください。）。)
- 就職や離職をしたとき。
- 健康保険の資格を取得または喪失したとき。
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- 帰省などで家を長期間留守にするとき。

収入とは・・・就労収入（給与・賞与・未成年者のアルバイト代）、年金、  
手当、保険金、資産の売却、相続、恩給、援助、仕送りなどの収入を示  
します。

正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱  
いを受けることができます。

■ 就労収入に対する控除

・基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に應じて、一定の金額が控除されます。

・20歳未満控除

20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除さ  
れます。

・その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

生活保護法第61条に基づく収入の申告について

世帯主だけではなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入  
についても福祉事務所に申告する義務があります。また、高校生などの  
未成年者が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務  
があります。

## ほごひ へんかん もと 保護費の返還を求めるとき

さし せま しじょう しりよく かつよう ほご  
差し迫った事情などがあり、資力があるにもかかわらず活用できず保護を  
う じりつ ひつよう ふくしじむしょ みと ひよう さし ひ がく  
受けたときは、自立のために必要と福祉事務所が認めた費用を差し引いた額  
をすみやかに へんかん  
返還しなければなりません。

## ほごひ ちょうしゅう 保護費を徴収するとき

ふじつ しんせい しんこく たふせい しゅだん ほご う ばあい ふせいじゅきゅう  
不実の申請や申告その他不正な手段により保護を受けた場合（不正受給）  
は、その間 かん しはら ほごひ いりようひ かいごひ ふく ちょうしゅう  
に支払われた保護費（医療費・介護費も含みます。）を徴収し  
ます。

※ ばあい ほうりつ ばつ  
※ 場合によっては法律により罰せられることがあります。

れい しゅうろうしゅうにゅう え とどけで  
例）就労収入を得ていたが、届出がなかったとき

ただ とどけで う こうじょ き そこうじょ みせいねんしゃ  
正しく届出をしていれば、受けられたはずの控除（基礎控除・未成年者  
こうじょ う ぶん ふく ふくしじむしょ へんかん  
控除など）が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返還しなければ  
なりません。

## ほご う りよう せいど 保護を受けたとき利用できる制度

せいかつ ほご う あいだ き てつづ おこな  
生活保護を受けている間、決められた手続きを行うことによって、  
「NHK受信料」の免除のほか、生活扶助を受けている場合は「国民年金  
じゅしんりょう めんじょ せいかつふじょ う ばあい こくみんねんきん  
保険料」の免除、「府民税、市民税」や「固定資産税」の減免等が受けられ  
ほけんりょう めんじょ ふみんぜい しみんぜい こていしさんぜい げんめんなど う  
ますので、それらの手続きについて福祉事務所または各担当窓口 かくたんとうまどぐち そうだん  
に相談してください。

せいかつ ほ ご かん  
～生活保護に関するQ&A～

Q1 びょういん い ば あい まち  
病院に行く場合に、ほかに守るべきことは？

A1 びょうめい ふくすう いりようきかん じゅしん みと  
1つの病名につき、複数の医療機関を受診することは認められません。  
また、できるだけ近隣の病院を受診すること。

Q2 かていほうもん きょじゅうじつたい はあく ば あい  
家庭訪問において、居住実態が把握できない場合は？

A2 ほうもん ふざい でんわ いっていきかんつづ  
訪問しても不在、電話をしてもつながらないことが一定期間続くなど、  
居住実態の確認が取れず、保護の適正実施が困難であると判断した場合、  
保護の変更、停止または廃止することがあります。

Q3 こうこうせい しゅうにゅう と あつか  
高校生のアルバイト収入の取り扱いは？

A3 こうこうせい しゅうにゅう ふそく しりつこうこう じゅぎょうりょう  
高校生のアルバイト収入については、不足する私立高校の授業料、  
しゅうがくりょうこひ がくしゅうじゅくひ だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん にゅうがくしけんりょう そつぎょうご  
修学旅行費、学習塾費や大学、専門学校の入学金、入学試験料、卒業後  
の就労に役立つ運転免許証等の資格を取得するための費用等は収入  
しゅうろう やくだ うんでんめんきょしょうなど しかく しゅとく ひょうなど しゅうにゅう  
認定されない取り扱いを受けることができます。その場合、事前に福祉  
にんてい と あつか う ば あい じぜん ふくし  
事務所に届け出る必要があります。遠慮なく相談してください。

Q4 せたいぬし しゅうにゅうしんこく ひつよう  
世帯主だけの収入申告だけが必要ですか？

A4 せたいぬし せたいいん しゅうにゅう ふくし じ む しょ  
世帯主だけではなく、すべての世帯員の収入について福祉事務所に  
しんこく ぎ む  
申告する義務があります。

Q5 ほ ご じゅきゅうちゅう かね か  
保護受給中にお金を借りてもいいですか？

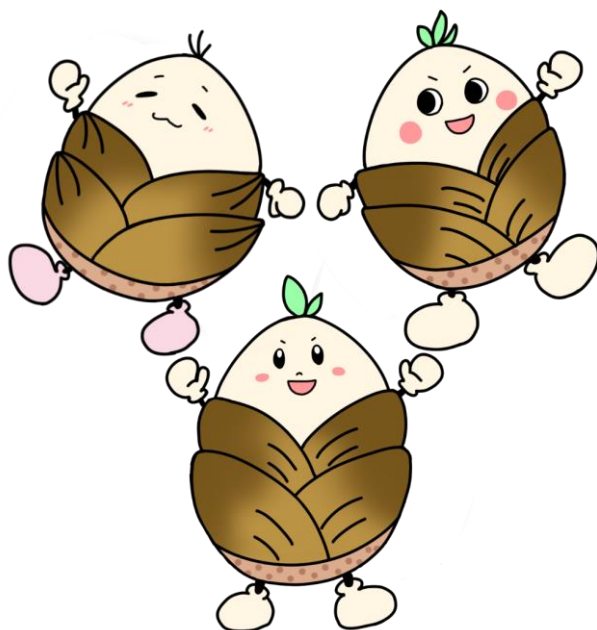
A5 しゃっきん きほんてき しゅうにゅう ほ ご ひ げんがく  
借金は基本的に収入とみなされ、保護費が減額されることになり、  
へんさい ひつよう せいかつ くる  
返済も必要となり、かえって生活が苦しくなりかねません。借金をしな  
ければならない事情があるときは相談してください。

また、自立更生のために貸し付けられる生活福祉資金、母子・寡婦  
かしつけしきん かくしゅしょうがくきんなど しゅうにゅう にんてい と あつか  
貸付資金、各種奨学金等は収入として認定しない取り扱いができます  
ので、事前に相談してください。

メモ

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing notes. The box is white with a thin black border and occupies the majority of the page below the 'メモ' header.

このしおりは、生活保護<sup>せいかつ ほご</sup>の取<sup>と</sup>扱<sup>あつか</sup>いについて、そのすべてを漏<sup>も</sup>れなく説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>しているものではありません。具<sup>ぐ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>な問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>については、福<sup>ふ</sup>祉<sup>く</sup>事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>所<sup>しょ</sup>に相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>してください。



れんらくさき  
連絡先

〒617-8772 京<sup>き</sup>都<sup>ょう</sup>府<sup>ふ</sup>向<sup>む</sup>日<sup>に</sup>市<sup>し</sup>寺<sup>てら</sup>戸<sup>ど</sup>町<sup>ちやう</sup>小<sup>こ</sup>佃<sup>つくだ</sup> 5番<sup>ばん</sup>地<sup>ち</sup>の1

向<sup>む</sup>日<sup>に</sup>市<sup>し</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>く</sup>事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>所<sup>しょ</sup> 地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>く</sup>課<sup>か</sup> 保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>援<sup>えん</sup>助<sup>じょ</sup>係<sup>かり</sup>

TEL : 075-931-1111 (代) 、 TEL : 075-874-2564

FAX : 075-935-1346

(内<sup>ない</sup>線<sup>せん</sup> : 302、306、308、309、310、341)

あな<sup>た</sup>の担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>ケ<sup>ー</sup>ス<sup>ス</sup>ワ<sup>ー</sup>カ<sup>ー</sup>は ( ) です。